

# 一般社団法人全日本畜産経営者協会定款

平成21年3月16日設立認可  
平成21年3月25日設立  
平成21年5月22日定款変更  
平成21年6月22日定款変更  
平成22年5月24日定款変更  
平成27年5月25日定款変更  
平成28年6月14日定款変更

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本畜産経営者協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、畜産経営体の地位及び所得増大と安全な畜産物の生産に貢献し、以て我が国畜産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)畜産の振興対策に係る事業
- (2)畜産経営の生産・流通の改善に必要な機械の整備に関する事業
- (3)畜産経営の改善に関する資金を供給する事業
- (4)畜産の経営、流通及び消費に関する情報提供に係る事業
- (5)会員組織の業務円滑化及び各法人が行う事業の調整と支援
- (6)前各号に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 会員

(協会の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

(1)正会員

(2)賛助会員

2 正会員は、協会の目的に賛同し入会した、畜産経営者が組織する飼料荷受組合とする。

3 賛助会員は、協会の事業に賛同し、協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体とする。

4 前2項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、協会所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員は、協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金、会費等を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4)2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。
- (6)総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に協会に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 協会の会員が、協会の名誉を毀損し、若しくは協会の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 協会は、会員の氏名又は名称及び住所等を掲載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員

(社員)

第12条 協会に社員を置く。

- 2 社員の総数は23名以内とする。

(社員選挙)

第13条 社員を選出するため、地域ごとに会員による社員選挙を行う。選挙に必要な細則は別途理事長が定める。

(社員の任期)

第14条 社員の任期は、2年間とし、再任は妨げない。ただし、法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員の任期は終了しないこととする。

### 第4章 社員総会

(開催)

第15条 協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 社員総会の招集は、その会日の二週間前までに、日時、場所及び議案を記載した書面をもって、社員に通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第19条 社員総会においては、社員は各1個の議決権を有する。

(議決の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の総議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)定款の変更

(3)解散

(4)その他法令で定められた事項

(総会の書面又は代理人による裁決)

第21条 社員総会に出席できない社員は、第17条第2項の規定により予め通知された議案につき、書面議決書をもって議決又は委任状による代理人をもって議決を委任することができる。

2 第1項の書面議決書は、社員総会の会日の前日までに協会に提出されないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、委任状を協会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した社員の中からその総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 協会に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上9名以内

(2)監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって協会の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員を制限)

第25条 理事の中には、当該理事の三親等内の親族若しくはそれらに準ずる者として以下の要件に該当する理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

(1)当該理事と事実上婚姻関係にある者

(2)当該理事の使用人若しくは当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(3) 第1及び2号に掲げる者の三親等内の親族のうち、これらの者と生計を一にする者

2 前項のほか、理事の中には、公益社団法人又は公益財団法人を除く他の同様の団体の理事又は使用人である者及びその他これに準ずる者として以下の要件に該当する理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。

(1)他の同様の団体の代表者、業務執行社員又は管理人

(2)国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、又は認可法人の職員。なお、国会議員及び地方公共団体の議会議員は除く。

#### (理事の職務権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会の定めるところにより、業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事の職務及び権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間とすることができる。

#### (役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程により、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 理事長及び常務理事の職務権限規程の決定
- (6) 前各号に定めるもののほか、協会の業務執行の決定

#### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。
- 3 理事長は、理事又は監事から会議の目的である事項を示して、理事会の招集があったときは、理事会を招集しなければならない。

#### (招集の通知)

第34条 理事長は、理事会の開催の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって召集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、収集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名、又は記名押印しなければならない。

## 第7章 運営委員会

(運営委員会)

第39条 協会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、当協会の業務の運営に関する重要事項について審議する。

3 運営委員は、20名以内とし、次の者のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

- (1) 飼料荷受組合の代表者及び関係者
- (2) 商系の支援団体の役職員
- (3) その他理事長が認める者

4 この定款に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、別に理事長が定める。

## 第8章 事業の執行及び会計

(事業年度)

第40条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に報告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

### (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第9章 事務局

### (事務局)

第43条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第44条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 雑則

### (設立時社員)

第45条 協会の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

静岡県掛川市

設立時社員 安部正昭

宮崎県えびの市

設立時社員 西原 登

福島県いわき市

設立時社員 森 志郎

### (剰余金の分配)

第46条 協会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

### (残余財産の帰属)

第47条 協会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、協会の目的と類  
似の公益目的を有する法人に寄付するものとする。

### (法令の準拠)

第48条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令によるものとする。

## 附則

平成21年3月16日制定の定款は、社員総会の議決があった日(平成21年5月22日)から変更する。

## 附則

平成21年5月22日制定の定款は、社員総会の議決があった日(平成21年6月22日)から変更する。

## 附則

1 平成21年6月22日制定の定款は、社員総会の議決があった日(平成22年5月24日)から変更する。

2 第25条第1項の役員任期のうち、第2回定時社員総会で選任された監事の任期については、同条同項の規定にかかわらず、平成22年度事業年度に関する定時社員総会の最終日までとする。

## 附則

この定款の変更は、総会の議決があった日(平成27年5月25日)から施行する。

## 附則

この定款の変更は、総会の議決があった日(平成28年6月14日)から施行する。